

## 【資料3】

### 動物にやさしい秋田PR業務委託企画提案競技審査会設置要綱

#### (目的)

第1条 審査会は、動物にやさしい秋田PR業務の委託業者を企画提案競技により選定するに当たって、審査の公平性を確保することを目的とする。

#### (所掌事務)

第2条 審査会は次の事務を所掌する。

- 一 企画提案競技参加者の提出する企画提案書についての審査及び評価判定に関する事項
- 二 委託候補者の選定に関する事項

#### (委員の構成)

第3条 審査会の委員は、次の者をもって構成する。

- 一 生活衛生課長
- 二 県民生活課政策監
- 三 動物愛護センター所長

#### (運営)

第4条 審査会に審査委員長（以下「委員長」という。）を置き、生活衛生課長を充てる。

- 2 委員長は、会務を総括し、審査会を代表する。
- 3 審査会の事務局は、秋田県生活環境部生活衛生課に置く。

#### (審査会)

第5条 審査会は、委員長が召集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 3 審査会は、委員の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。ただし、やむを得ない事由があると委員長が判断した場合は、持ち回りをもって審査会の開催とみなすことができる。
- 4 審査会は、非公開とする。
- 5 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

#### (審査基準)

第6条 審査会は、次の審査項目により総合的に評価し、審査委員の協議により委託候補

者を選定する。

- 一 実績
- 二 実行能力・体制
- 三 提案内容の充実度
- 四 費用の妥当性

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が審査会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月18日から施行する。